· 新 第 六 三 号

内閣衆質一八六第六三号

平成二十六年三月十四日

衆

議

院

議長

伊

吹

文

明殿

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省の褒賞制度である川口賞に関する再質問に対し、 別紙答弁書を送付す

る。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省の褒賞制度である川口賞に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

 $\prod$ 「口賞は、 決裁書を作成し、 岡田克也外務大臣 (当時) の決裁を得て廃止された。

三について

川口賞は、平成十六年九月に川口順子外務大臣(当時)が外務大臣を退任して以降、 授与が行われてお

らず、その状態のまま相当の期間が経過したため廃止されたものである。

四について

お尋ねについて、 詳細を年度ごとにお答えすることは、 関係する文書の保存期間が満了し保存されてい

ないため困難であるが、お尋ねの「総計」及び「項目」については、 衆議院議員鈴木宗男君提出外務省に

おける褒賞制度の一つである川口賞に関する質問に対する答弁書(平成二十年十一月十一日内閣衆質一七

○第一七七号)五から七までについてでお答えしたとおりである。

五及び六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、 川口賞については、 同賞を廃止した時点でこれを対外的に

\_

公表することは行っていないが、同賞が廃止されたことについては、先の答弁書(平成二十六年三月四日

内閣衆質一八六第四七号)二から四までについてでお答えしている。